

第 17 その他

1. 2以上の拒絶の理由を発見したときは、原則として、同時にすべての拒絶の理由を通知することとする(その中には、例えば[第6条](#)に基づく拒絶の理由も含まれるものとする。)
2. [第6条](#)に基づく拒絶の理由に応答して商品等の説明のみを内容とする意見書等が提出された場合であっても、新たに他の拒絶の理由を発見したときには、[本基準第5\(第6条\)の5.](#)による補正を指示することなく、当該他の拒絶の理由を通知することができるものとする。
3. 代理人を解任せず新たに他の代理人を追加委任したときは、書類は、新たな代理人にあて送付するものとする。ただし、前の代理人にあて送付してもらいたい旨の申出があったときは、この限りでない。
4. [第4条第1項第11号](#)等の審査においては、手続の補完がされた商標登録出願については、[第5条の2第4項](#)により手続補完書を提出した日が商標登録出願の日と認定されていることに充分留意するものとする。
5. [第11条](#)及び[第12条](#)に規定する「査定・・・が確定した」時とは、登録査定にあっては登録査定謄本の送達があった時とする。
6. 同一人が同一の商標について同一の商品又は役務を指定して重複して出願したときは、[第68条の10](#)の規定に該当する場合を除き、原則として、先願に係る商標が登録された後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。商標権者が登録商標と同一の商標について同一の商品又は役務を指定して登録出願したときも、同様とする。
7. 防護標章の更新登録出願をすることができる期間内に防護標章登録に基づく権利を有する者から同一の登録防護標章について重複して2以上の防護標章の更新登録出願があったときは、先願に係る存続期間更新の登録がされた後、後願について「商標法制定の趣旨に反する。」との理由により、拒絶をするものとする。

(注)以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[45.01](#) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が重複して
なされた場合の取扱い

[45.02](#) 書換の対象となっている商標権と重複する商標登録出願の取扱い

○[審判決要約集 \(その他\)](#)